

令和7年2月犬山市議会定例議会会議録

第4号 3月5日（水曜日）

◎議事日程 第4号 令和7年3月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大 鹿 真 君
主 査	石 黒 絵 美 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
地域協働課長	中 村 亘 君	多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君
防災交通課長	伊 藤 修 君	健康推進課長	水 野 嘉 彦 君

子育て支援課長	青 山 貴 一 君	子育て支援課主幹	中 村 美 和 君
子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	下水道課長	五十嵐 康 君
環境課長	高 橋 正 直 君	産業課長	山 崎 直 人 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君	消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） おはようございます。4番、創大会の光清 毅です。議長から発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回は4件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、件名1、下水道幹線管渠の点検調査についてです。

皆さんもご存じのとおり、今年の1月28日、埼玉県八潮市で下水道管の損傷により道路陥没事故が発生しました。今回の事故現場は道路の下約10メートルに直径5メートル弱の下水道管が通っていて、破裂したのではなく、穴が空いて、穴が空いたところに土砂が落ち、地盤が緩い土砂のため、水が流れると一緒に流れ込んでしまい、より崩れる場所が広がったと見られています。

全国の道路の陥没は、年間約1万件以上あり、そのうち下水道管など水に関連する事故は約半数であり、今後、耐用年数を超えた下水道管は増え続けることが予測されています。当市も例外ではありません。市民の方から、犬山市においても同様な事故の発生を心配する声を聞いており、今回質問をさせていただきます。

そこで、要旨1、下水道管幹線管渠の現状についてです。

犬山市では、五条川左岸流域下水道と右岸流域下水道がありますが、下水道幹線管渠の管理は何が違うのか。

また、市内の下水道幹線管渠の総延長、口径、埋設されている深さはどうなっているのか。

さらに、埋設時期や下水道管の材質はどうなっているのか。

以上、当市の下水道幹線管渠の現状について質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） おはようございます。ご質問にお答えします。

犬山市の公共下水道は、愛知県が管理する小牧市、岩倉市、大口町と犬山市が共同で汚水処理施設を利用している小牧市にある五条川左岸浄化センターと、同じく愛知県が管理する一宮市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町と犬山市が共同で汚水処理施設を利用している岩倉市にある五条川右岸浄化センターの２か所の処理場で汚水が処理されており、本市の地形的な特性から、処理場に流す範囲により、五条川左岸処理区と五条川右岸処理区の２つの処理区に分かれています。

処理区域内の人口のうち、約82%が五条川左岸流域内、約18%が五条川右岸流域内に属しています。

愛知県が管理する五条川左岸流域の幹線管渠は、犬山市と小牧市の市境付近の接続点まで、その上流の下水道幹線管渠は全て犬山市管理となっています。

これに対して、五条川右岸流域の幹線管渠は、市内の村田機械南側道路まで流域下水道の幹線が通っており、それ以外の幹線管渠は、犬山市管理の下水道幹線管渠となります。

市町村が整備し管理する下水道幹線管渠とは、本市においては、下水排除面積が20ヘクタール以上を受け持つ主要な管渠のことを言い、五条川左岸処理区で13路線、五条川右岸処理区で5路線の全部で18路線の幹線管渠があります。

その延長については、令和５年度末時点で総延長が約26キロメートルあり、管の内径は250ミリから1,650ミリ、埋設の深さは最大で約17メートルあります。

次に、建設時期と材質については、市内で最も古いものが五条川左岸処理区の犬山汚水幹線であり、施工は昭和57年度で、材質はコンクリート管となっており、建設から42年が経過していることから、法定耐用年数50年に近づいている状況です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎４番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。下水道幹線管渠の現状についてよく分かりました。幹線管渠の総延長が約26キロメートルにわたり、場所によっては地中深く約17メートルに埋まっており、古いもので40年以上経過している状況で、耐用年数が近づいており、今後の下水道幹線管渠の管理が気になるところであります。

そこで、要旨２、点検調査の状況についてです。やはり重要なことは、日頃から下水道幹線管渠の点検調査であると思います。早期に異常を発見すれば、大きな事故になる前に防ぐことができます。

そこで、通常の下水道幹線管渠の点検調査はどのように行っているのか、また、異常が見つかった場合はどのような対応をしているのか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

下水道管渠の点検、調査については、令和元年度に下水道ストックマネジメント計画を策

定し、計画的に点検、調査を実施しております。このうち点検は、マンホール内部から管渠内部を目視により確認しており、幹線管渠については、15年に1回の頻度で行うこととしています。

また、調査は、下水道管渠内にテレビカメラを走らせ、映像によりひび割れや侵入水等の有無を確認しており、点検の中間年度を目安に実施しております。

加えて、下水道ストックマネジメント計画策定以前にも、平成29年度に犬山幹線の一部区間において、業者委託により作業員が管渠の中に入って、目視による管渠内の調査及びマンホールの点検を実施し、異常がないことを確認しております。

なお、点検、調査の結果、異常が確認された場合は、既存下水道管渠の内側に新たな管を構築する管更生工事を行うなど、状況に応じた補修や改修を行い、安全を確保しております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。下水道ストックマネジメント計画に基づき、定期的に目視やテレビカメラによって、点検を実施しており、異常が確認された際には管路更生工事を行い、安全性を確保している状況を理解いたしました。

再質問をいたします。

埼玉県での道路陥没事故では、下水道管が下水から発生した硫化水素によって腐食したことが原因でないかと言われています。一般的に、段差のある区間やポンプの吐き出し口などで下水が攪拌され、含まれる有機物から硫化水素が生成されます。それが空气中に拡散し、細菌の働きによって硫酸となって、付着したコンクリートと鉄筋を溶かすことが知られています。

そこで、点検の際に、硫化水素の発生しやすい箇所の点検はどのように行っているのか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

硫化水素が発生しやすい箇所としては、マンホールポンプの吐き出し先のマンホールや、マンホール内で大きな落差がある箇所と、その先の管渠が挙げられます。

そのような箇所については、管渠やマンホールのコンクリート構造部分などが腐食しやすいため、5年に1回以上の点検が下水道法施行令で定められており、本市においても点検を実施し、必要に応じて補修等を行っております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。硫化水素が発生しやすい箇所については、5年に1回以上の点検がされており、安心をしました。

再々質問をいたします。

埼玉県での道路陥没事故を受け、当市では緊急点検を実施されました。今回の緊急点検はどのように行い、結果はどうであったか、再々質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えします。

令和7年1月28日に発生した、埼玉県八潮市の流域下水道の損傷に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、国からは、2メートル以上の管径などを対象として点検するよう依頼がありました。

本市には対象となる下水道管は存在しませんが、1月30日に職員により、歩道及び公園などに設置された5か所の幹線管渠のマンホール蓋を開け、内部に土砂などの流入がないかの確認と、2月4日には、道路舗装面に異常な下がりなどがないかなどの緊急点検を実施し、異常は確認されていません。

さらに、昨日と本日、3月5日に、主要な幹線管渠の合流部12か所において、マンホール内部から幹線管渠の目視点検を業者委託により行っております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。早急に幹線管渠の点検を実施していただき、安全確認がされたことに感謝申し上げます。

それでは、要旨3、今後の点検調査についてです。

今後、下水道幹線管渠の老朽化が進むことが想定されますが、効果的、効率的な点検調査について、市ではどのように考えているのか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

効果的・効率的な点検・調査を実施するため、愛知県が令和5年度に策定した汚水処理の広域化・共同化計画により、令和6年度から、一宮建設事務所管内の5市2町で管渠の点検調査の共同発注業務を実施しています。

この業務では、共同発注により業務量を多くすることで、スケールメリットを生かした費用の削減を見込んでおり、同じ事業費で、より多くの点検・調査を実施できることが可能となります。

本市では今年度、共同発注によりマンホール内部からの目視点検を実施しております。次年度以降についても、点検業務の共同発注業務に参加し、より効率的・効果的に点検を実施していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

今年度から5市2町による管渠の点検調査を共同発注業務を始めており、スケールメリットを生かして、費用を削減し、より多くの点検調査を進めることができるということです。

これに加えて、私どもの会派、創犬会で行政視察をしまして、昨年11月議会で、水道管の漏水調査についての衛星を活用した管路調査について提案をさせていただきました。

下水道幹線管渠についても、こうした新しい調査方法を研究して、引き続き適正な下水道

管理を実施してもらうことを指摘して、次の質問に移ります。

件名 2、災害時協力井戸の普及についてです。

災害時協力井戸は、言うまでもなく、大規模な地震等の災害が発生し、水道が断水した場合、近隣の被災者への飲料水以外の生活用水、例えば洗濯やトイレなどの水として提供する井戸を登録し、災害時に提供者の善意により自主的に井戸水を提供するものです。令和5年の6月定例議会の一般質問において、私は災害時協力井戸の登録制度について取り上げましたところ、当局においては早急に対応していただき、昨年2月から登録が始まっており安心はしているところであります。

そこで、要旨1、災害時協力井戸の現状についてです。現在までどのように災害時協力井戸の登録を進めてきたのか。また、現在の登録状況、件数、地域などはどうなっているのか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

地震等の災害時に、トイレや洗濯などで使用する生活用水を確保するための井戸を登録する「犬山市災害時協力井戸登録事業」を、先ほど議員からもご説明がありましたとおり、令和6年2月から実施しています。

登録には、市内に所在し、くみ上げる設備があり、安全に使用できる井戸で、災害時に無償で井戸水を近隣住民等へ提供できることなどが条件となり、広報、市ホームページのほか地域の防災訓練や出前講座の際にも制度の周知を行っています。

令和7年2月末時点で、犬山地区1件、羽黒地区1件、楽田地区3件の合計5件の登録があります。

登録した井戸については、玄関先などの目立つ場所に看板を設置するとともに、市ホームページで所在地などの情報を掲載しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

今年の2月末現在で、登録件数が全部で5件で、城東地区には1件もないことがちょっと気になります。現状のままでは、万が一、災害時協力井戸を活用しなければならない状態になった場合、利用者が集中して、機能が発揮できないおそれがあります。

ここで再質問をいたします。

市では、災害時協力井戸の少ない理由をどのように考えているのか、再質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

登録のご相談があった方からは、「家族以外の人々が敷地に入ってこられるのは困る」、「まずは自分たちの水を確保しておきたい」「ほかの人が使用して事故があったらどうする

のか」という声を聞いています。

これらのことが、登録が少ない理由と考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。井戸の所有者の声は理解できます。

そして、私は、それ以外にも、井戸が長い間使っていないくて使えるかが心配とか、井戸水をくみ上げるポンプが壊れているが、今さら費用をかけてまで利用できるようにする必要性を感じないなどの声を聞いています。所有者に新たな費用負担、少なくとも数万円程度かかることが想定され、そうした費用の問題も、登録井戸が増えない理由の一つではないでしょうか。

1月1日の新聞に、愛知県では能登半島地震で断水が長期にわたり、被災地の生活に深刻な影響を及ぼしたことを受け、代替水源確保を強化するなどの事業費を新年度予算に計上するとの報道がありました。

代替水源等確保事業では、住民などが所有する井戸について、維持管理や掲示板の作成、井戸の改修などに補助をするものと言われています。

そこで、要旨2、愛知県の代替水源等確保事業についてです。

この事業の詳細な内容はどうなっているのか、市としてはその情報を得ているのか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

県の補助事業である南海トラフ地震等対策事業費補助金について、令和7年度事業では、被災者の生活用水等を確保するための代替水源等を整備する事業が新設され、その中に災害時協力井戸についても含まれる予定です。

現時点では、補助要綱等の事業の詳細については公表されていませんが、3月中に示される予定と聞いています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

現時点では3月中に示される愛知県の事業詳細待ちの状況であることは分かりました。

そこで、要旨3、今後の進め方についてです。

昨年8月時点で、県内の半数近い21市町村が既に登録制度を実施しているようですが、さきの代替水源等確保事業によって、さらに取組が加速することが期待されています。

私の前回の一般質問では、ポンプの設置、交換、修理などの費用についての補助金を交付する考えはないかとの質問に対しては、予定はないとの答弁でした。今回の愛知県の代替水源等確保事業の予定を受けて、災害時協力井戸の普及に向けて、ポンプ設置等に対する補助金を交付するなど、さらに積極的に推進することができると考えますが、当局の見解を質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

繰り返しになりますが、現時点では、県の補助要綱等の事業の詳細については公表されていないため、今後示される内容を精査し、検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。

現在のところは、愛知県の事業詳細を待っているとのこと。しかし、災害はいつ起こるか分かりません。そのため、災害時協力井戸の登録普及を進めるため、今回の機会を捉えて、市として、災害時協力井戸の登録数やエリアなどの目標を定めるとともに、井戸のポンプ設置や修繕に対する補助を導入する等、市民の安心・安全のために積極的に取り組んでもらうことを期待して、次の質問に移ります。

件名3、子どもの歯の健康についてです。

要旨1、子どもの歯科保健事業についてです。

言うまでもなく、子どもの歯の健康を守ることは、将来、健康全般に大きな影響を与える重要な課題です。健康な歯でよくかむことは、子どもの発育に重要な役割があり、虫歯予防は健全な発育への取組に必要なことです。いつまでも自分の歯で食べることができるとともに、子どもの頃から歯磨きの習慣をつけ、虫歯や歯周病などの予防に心がけることが大切です。

そこで、最初に、市では今までに子どもの歯科保健事業について、どのように取り組んでいるか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

現在の歯科保健事業としましては、保健センターにおいて、1歳児すこやか広場での歯と口についての講話や、1歳6か月児健診と3歳児の乳幼児健診、また、2歳3か月児歯科健康診査にて歯科健診とフッ化物塗布を実施しています。

また、市内全ての子ども未来園、幼稚園、保育園では、年長児を対象としたフッ化物洗口を実施しています。

健康推進課所属の歯科衛生士が出向いて実施している事業としては、さら・さくら つどいの広場での健康教育、希望する小中学校での歯磨き教室を行っています。

また、コロナ感染拡大とともに中止としていました子ども未来園での歯磨き教室を、令和7年度から年長児を対象に再開する予定です。

そのほかには、犬山扶桑歯科医師会に委託し、歯と口の健康センター事業を年2回実施しており、全年齢を対象とした歯科健診とフッ化物塗布を実施しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。乳幼児時期から小中学校までの機会を

捉えて、様々な歯科保健事業を展開している状況が確認できました。

虫歯は以前より減ったと言われていますが、子どもの虫歯は、いまだほかの疾患よりも多くなっております。

そこで、要旨2、子どもの歯の現状についてです。

現在の子どもの虫歯罹患率はどうなっているのか。できれば県下の平均と比較してどうなっているのか。

また、比較から見た課題について、どのように考えているのか、質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

子どものむし歯有病率について、3歳児から中学1年生までの、令和5年度の本市と愛知県、それぞれの割合でお答えさせていただきます。

3歳児のむし歯有病率は、3歳児健康診査にて把握しており、市が3.5%、県、5.2%となっています。

園児のむし歯有病率は、市内の園での歯科健診にて把握しており、年少児は市7.8%、県6.9%、年中児は市15.5%、県12.4%、年長児は、市18.5%、県18.0%、となっています。

学齢期の子どもについては、学校での歯科健診にて永久歯のみのむし歯有病率を把握しており、小学1年生は、市が0.9%、県が1.2%、小学2年生は、市が3.0%、県が2.5%、小学3年生は、市が5.9%、県が4.7%、小学4年生は、市4.1%、県が6.3%、小学5年生は、市が8.5%、県が9.0%、小学6年生は、市が13.5%、県が11.4%、中学1年生では、市が21.9%で、県が15.4%となっています。

市、県ともに、年齢が上がるにつれて、むし歯有病率は増加傾向にあります。中学校1年生の有病率が県と比較し約1.4倍となっていることから、中学生のむし歯有病率の高さが課題であると言えます。

県の数値は、各市町村のむし歯有病率を集計したものであるもので、本市より、むし歯有病率の低い市町村の歯科保健事業の取組内容を調査し、何が違い、むし歯有病率に差が現れているのか研究をしてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。やはり小学校高学年から虫歯有病率が高くなっており、中学生では県下平均を大きく上回っている現状が分かりました。小学生時期の虫歯対策の重要性を再認識しました。

そこで、要旨3、小学校における取組についてです。

令和5年10月に実施されました犬山市民の健康づくりに関する実態調査では、小学生の歯磨きが朝食後や寝る前に約7割できているのに対し、昼食後は2割弱しかできていないとの回答がありました。「みんなで進める犬山健康プラン21」では、給食後に歯磨きを実施する小学校の目標を100%としております。

こうした状況の中、小学校における食後の歯磨きの現状はどうなっているのか。また、学

校として子どもの歯の健康について、どのように取り組んでいるか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市内小学校における給食後の歯磨きについては、10校全てにおいて推奨しているところですが、そのうち5校では、一斉に実施する形で取り組んでいます。

また、歯の健康の大切さについては、各学校で養護教諭が中心となって、「歯と口の健康週間（毎年6月4日から6月10日）」に、そしゃくの大切さや、歯の健康を維持することが身体健康維持につながるなど、幅広く学習しているところです。

保護者に向けての取組としては、月に1回程度配付する保健だより、歯の健康について取り上げる機会を設けており、特に、低学年の時期に必要な歯磨きの習慣化の重要性や、歯磨きの効果的な方法を周知し、家庭と一体となって歯の健康について取り組むよう努めています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。小学校での歯磨きの現状と取組については理解しました。

給食後の歯磨きは、10校中5校で取り組んでいるということです。ただ、歯磨きが皆で一斉に実施するに当たっては、手洗い場等が狭く、物理的に難しい場所や、昼休みの限られた時間に毎日行わなければならないといった制約もあるでしょう。

そこで、再質問をいたします。

子どもたちの虫歯を防ぐため、歯磨きの習慣化とは別に、全国の自治体では、小学校でのフッ化物洗口が実施されているところがあります。フッ化物洗口とは、水で薄めたフッ化物洗口液を口に含み、ブクブクうがいをする虫歯予防法であります。小学生の児童の場合、週1回30秒程度のうがいを継続することで、高い虫歯予防効果を得ることができると言われています。

また、うがいは、朝の登校時に実施している例が多く、昼休みに手洗い場が混雑することもあると思います。子どもたち個人の環境に左右されることなく、全ての子どもたちの今と将来の健康を支えることを目的として、小学生の児童に対し、フッ化物洗口の実施を提案しますが、市のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

フッ化物は歯のエナメル質を強化し、虫歯を予防する効果があるとされており、フッ化物洗口は虫歯になりやすい成長期の子どもにとっては有効な予防手段の一つとして認識しています。

一方で、フッ化物の過剰な摂取は健康に影響を与える可能性が指摘されており、使用する

に当たっては飲み込まないように注意するなど、慎重に取り扱う必要があります。

検討する中では、フッ化物の購入、洗口時の薬剤管理や見守りといった教員の負担も課題であると認識しており、現時点ではフッ化物洗口の効果をしっかりご家庭に伝えた上で、家庭での実施を判断していただくことを優先しています。

いずれにしても、効果がある一方で課題もあるため、引き続き、全国的な動向や他市町の実施状況を注視してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

2022年には、厚生労働省より、学校における集団フッ化物洗口についての基本的な考え方が示されております。それによりますと、小児期のフッ化物洗口は、虫歯の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団で施設で実施することが望ましいとされております。また、その実施に当たっては、洗口液の調整や練習のほか、保護者への説明などを配慮することが示されております。

このように、実施に当たっては課題もありますが、さきの答弁にもありましたように、市内の全ての子ども未来園などでは既にフッ化物洗口が実施されております。繰り返しになりますが、全ての子どもたちの歯の健康守るために、小学校での今後のフッ化物洗口の実施を期待して、次の質問に移ります。

件名4、施政方針についてです。

要旨は1点、土砂災害に備える訓練についてです。

施政方針の中で、土砂災害の危険のある地区での災害に備える訓練を新年度、楽田の倉曽地区で実施することが表明されました。私の地元で開催される訓練について、大いに期待しているところであります。

そこでまず、今回の訓練内容はどうなっているか質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多い地域において「土砂災害に強い地域づくり活動」として年1回訓練を実施しています。

直近では、令和4年度は入鹿地区で、令和5年度は栗栖地区で、令和6年度は今井地区で実施しました。

令和7年度については、6月8日の日曜日に楽田の倉曽地区で実施する予定です。場所は倉曽地区から一番近い指定避難所であるエナジーサポート株式会社の福利厚生棟で実施します。同社とは平成31年に災害協定を締結し、指定避難所としてご協力いただいているものの、民間施設であり、ふだんは出入りがしづらいため、この機会に地区の皆さんに避難所としての施設の確認を行っていただきます。

最近の訓練内容は、避難所資機材の取扱い訓練のほか、土砂災害マイハザードマップの作成を行っています。マイハザードマップは、災害の発生の備えとして、事前に取り組むべき行動

を、「いつ」「何をするか」を時系列で整理したタイムラインと、自宅から避難場所までの経路と危険な場所などを記入した地図で構成され、自分の取るべき行動をあらかじめマイハザードマップとして整理することで適切な避難行動を取ることができます。

訓練の詳細については、今後、新年度の町会長と調整していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

指定避難所でありながら、日頃見学する機会が少ないエナジーサポートの施設を使って行われるということで、地元の皆さんも関心が高いと思います。

また、倉曽地区はその地域性から避難経路について、住民の一人一人が認識することが、いざというときに役立ちますので、マイハザードマップの作成にも期待をしています。

ここで再質問をいたします。

倉曽地区は、ご存じのとおり、2000年の東海豪雨の際に大きな被害が発生しました。あれから25年、四半世紀が経過しましたが、私も当時のことを昨日のことに覚えております。

土砂災害により多くの住民の方が雨の中、当時の避難所でありました楽田小学校の体育館までずぶぬれになりながら避難された光景は、目に焼きついております。また、被災地の復旧に職員総出で対応しましたが、そのことを知る職員も少なくなっております。当時の災害経験者も高齢化しており、今後の記憶の風化が懸念されるところであります。

そこで、こうした教訓を、今回の訓練などを通じて、次世代に伝えていくことが必要不可欠であると思いますが、市としてどのように考えているのか、再質問をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

これまでも2000年の東海豪雨をはじめ、市内でも浸水被害や土砂崩れがあった2013年や2017年の豪雨など、大きな被害があった災害は幾つかあります。

これまでも、過去に犬山で発生した災害について広く周知するため、被害状況や避難者数、雨量データ、現場写真など災害の概要を出前講座で周知しています。

過去の災害を教訓に、平時の備えを進めることは重要であるため、引き続き啓発していきます。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

災害対策基本法では、住民は過去の災害教訓の伝承を通じて、防災に寄与するように努めること、また、国及び地方公共団体は、災害の発生拡大予防防止のため、住民の災害教訓の伝承活動を支援することが努力義務として明記されています。

過去の災害を知らない若い人たちも増えていますが、そうした人たちにも、災害の貴重な体験と教訓を学んでもらうため、引き続き啓発などに努めてください。

災害教訓の伝承は、住民一人一人の防災意識を高め、いざというときに主体的な防災行動

につながる重要なものであるとの指摘をさせていただき、私の質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 4 番 光清 穀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） おはようございます。14番、清風会、沼 靖子です。本日は議長のお認めをいただき、5件の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、件名1です。羽黒小学校の安全についてでございます。

要旨1から参ります。

まず、羽黒小学校のバリアフリー環境についてでございますが、これまで市として様々な対応をしていただいていることに感謝申し上げます。その上で、私自身が活動する中で気づいたこと、そういうことを踏まえ、今回質問させていただきます。

羽黒小学校は、バリアフリー校として位置づけられ、エレベーターの設置、福祉的な整備が整った、地域の誰もが集まる場所として、整っております。しかし、よりよい拠点とするためには、さらに大きな設備だけでなく、細かい点にも目を向ける必要があるのではないかと考えています。

私自身、これまでの経験の中で、車椅子のお子さんのお手伝いをする機会がありました。その中で感じたのは、僅か数センチの段差でも、学校生活には支障を来すんだなということでございます。

バリアフリーには、建物などのハード面、意識や配慮といった心のバリアフリーの両方がございます。その点で今回は、車椅子を利用する方々にとっての改善点について質問いたします。

羽黒小学校の新しい校舎は、バリアフリー設計がなされており、やはり旧校舎との接続部分がいまだ段差が残っているように感じました。このような細かい部分についても、例えばスロープの設置だったり、また改善の余地がまだまだあるのではないかと感じております。

こうした課題への対応について、市としてどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

羽黒小学校は市内で初めて改築整備を実施した学校施設で、改築に当たっては、バリアフリーに配慮して計画したもので、車椅子の児童が学校生活を過ごす上で適した小学校となり

ました。

ただし、全面改築ではなく、新しい校舎と古い校舎が併存しているため、その接続部分などに、解消できなかった細かな段差があるのはご指摘のとおりです。

議員が例に挙げられたのは、扉との関係上、段差を解消できなかった箇所であり、児童が学校にいる間は、扉を常時開け、スロープを設置することで対応しています。

また、このたびの議員のご指摘によりそのスロープがずれてしまう場合があるということ把握しましたので、その課題を解消するよう、既に対策について検討しているところです。

学校施設整備の方向性としては、羽黒小学校の後に新築した楽田小学校、現在工事中の犬山南小学校も、新しく建てた校舎はバリアフリーとなっており、今後も校舎を建て替える際にはバリアフリー化を実施していくこととなります。

一方で、先の例のように、大きな工事を実施せずとも、工夫や運用などで解消できる場合もあるため、学校と協議し、障害特性に応じたバリアフリー化の手法を判断しながら、細かな点についてもハード、ソフト両面からの対応を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。

来年度、再来年度と、もしかしたら車椅子の子がまた入ってくるかもしれないという声も聞いております。そういうふうに引き続き、子どもたちの声を聞きながら、当事者の方が安心して過ごせるような環境づくりをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

件名2でございます。消防本部についてです。

まず、要旨1、現状についてお尋ねします。

近年、大小問わず、各地で地震が発生し、地震速報を見ると、ああまたここで起こってるんだ、ここで起こってるんだということが幾度となく、ニュースの画面を目にしております。さらには、南海トラフ地震の備えが喫緊の課題となってきました。市民の命と暮らしを守る消防本部の役割は、非常に重要だと私自身思うようになりました。災害時に機能できる、それを維持できる庁舎の整備は不可欠だと考えます。

現在、消防本部移転計画が示されておりますが、現庁舎の建物の老朽化による職員さんの安全や快適さには課題があると伺っております。また、志を持って消防の仕事に携わる職員の皆様、憧れを抱いて入署した若い職員の方が、ここで働きたいなと思える環境づくりも重要ではないでしょうか。

そういった視点から、現在の消防本部庁舎の課題や、それに対する取組について、現状をお伺いいたします。質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

消防本部庁舎は、昭和49年に竣工し、建物本体は、建設後50年を経過していますが、阪神・淡路大震災後の平成15年度に、耐震改修工事を実施しており、南海トラフ地震などへの備

えはできているというふうな認識をしております。

しかしながら、庁舎本体の老朽化が進んでいることから、令和４年度に策定しました消防本部庁舎整備基本構想を基に、今後、庁舎整備を進めていく予定となっております。

なお、老朽化に伴う課題対応といたしましては、緊急地震速報端末機を消防本部各フロアに設置し、地震速報時には、速やかに、全消防車両を屋外に移動させ、車庫、天井等からの落下物による消防車両の破損を防ぐとともに、合わせて出動態勢を整える訓練も実施しております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎１４番（沼 靖子君） ありがとうございます。現状が分かりました。

現庁舎では、老朽化に伴うリスクを最小限に抑えるための工夫で、地震速報時の緊急車両の速やかな移動と、そういう対応がとられていることが分かりました。

しかし、限られた時間の中、その中に必ず署員の方がいるとも限らない中、落下物から車両を守るだけでなく、迅速な出動体制を整えるためには、本当に重要な訓練だと、集中力と労力が必要となる大変な作業だと感じました。

こうした工夫が行われている一方で、職員さんの負担軽減や業務効率の向上を図るためにも、施設環境の改善は早急に求められていると感じます。

それでは、要旨２です。庁舎の環境について質問します。

消防職員の皆さんは、日々厳しい職務に従事されています。先日、諏訪副議長、島田議員とともに、消防本部を視察させていただきました。その際に、職員の皆さんの声を伺うとともに、女性職員の方とも意見交換をする機会をいただきました。

お話を伺う中で、トイレや仮眠室の設備が十分ではないことや、特に女性職員の出勤時の動線には課題があること、現庁舎では、職員の皆さんが安心して働くための環境設備が十分ではないということは感じております。

そこで質問、庁舎の環境について、現庁舎における施設環境の課題について、どのように認識しているかお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

現消防本部庁舎の施設環境の課題としては、ミーティングスペースの不足や、男性仮眠室が完全個室化されていないこと、女性仮眠室は旧指令室の２階に孤立しており、出動やトイレまでの動線が長いことが挙げられます。

また、訓練塔は、建築用の足場を組み上げた施設を利用しておりますので、実践応用的な訓練を行う際に制限を受けることもあります。

消防職員は、こうした施設の課題を工夫しながら利用していますが、最新の庁舎と比べると、職員への負担は少なからずあると認識しております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎１４番（沼 靖子君） ありがとうございます。

ただ、女性職員の方と意見交換した際に、「やっぱり私ここでずっと働きたいんです。」という言葉をいただけたんですね。「上司の方もいろいろな配慮をなさっている。そういう中で働けることがすごく楽しい。」とおっしゃっていました。

そういった皆さんの働きやすい環境を整えることは、災害時の対応力を高めることだけでなく、長く消防に携わる人材を確保するためにも重要だと思います。現場で働く方々の切実な思い、工夫が未来の新庁舎の設計にしっかり反映されていくことが大切だと思います。

それでは、要旨3、本部整備に向けてです。

新たな消防本部の設計において、職員の働きやすさや業務の向上、市民の利便性を考慮することが重要だと考えます。他自治体を調べますと、岐阜市では市民と職員が参加するワークショップや、守山市では職員主体のプロジェクトチームの結成など、職員や市民の声を積極的に取り入れる庁舎づくりが行われておりました。

犬山市の新消防本部設計においても、職員や市民の意見を反映させる仕組みを取り入れるべきだと思いますが、市の方針をお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

消防本部整備に関しては、先ほど申しました、令和4年度の消防本部庁舎整備基本構想で、消防拠点施設として災害に強く持続可能な消防庁舎、訓練活動拠点としてあらゆる災害に対応した訓練が可能な消防庁舎、誰もが使いやすく開かれた消防庁舎、環境に配慮した消防庁舎としております。

今後、基本方針に基づき、整備計画を策定していくこととなりますが、まずは、勤務する消防職員の執務環境や休息できる環境整備、加えて、誰もが使いやすいバリアフリーの施設として整備していくことが重要だと思います。

消防本部では、市民の安心・安全を守っていくための拠点施設でありますので、今後、整備計画の策定に向けては、消防職員の意見はもとより、市民利用を想定している防火研修スペースについては、アンケート等により意見集約を検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。新庁舎までの歩みは、また先々のことかもしれませんが、だからこそ、前向きに捉え、働く人や皆さんの声をたくさん取り入れられる、そんな庁舎になることを願っております。

私、今回の視察や意見交換を通じて、出産を経ながらも懸命に働きたいと願う女性職員の方や、学生時代に消防の姿に憧れて消防士になった若い方、ご家族が救出された経験から、消防に志を持った方など、本当に強い思いを持ってここで働く皆さんがいらっしゃるのだと感銘を受けました。

これは私も現在放送中のドラマで視聴しておるんですが、エマージェンシーコールというドラマがございます。これ緊急通報現場のリアルな課題が描かれております。これらでも、消防職員がいかに市民の安全を守るために奮闘しているかを示されていました。

犬山市でも、こうした現場で働く職員が安心して業務に専念できる環境を、他市町村の事例も参考にしながら、引き続き研究と努力を重ねていただければ幸いです。

続きまして、市の公式LINEについて質問します。

まず、件名1でございます。犬山市公式LINEでは、イベント情報をはじめ、様々な情報が発信されております。私自身もLINEにて流れてくるご案内を、今日に行けるぞ、これはちょっと行ってみたいなと思うようなものについては積極的に参加しております。

しかし、参加してみると意外にも来場者が少ないと感じることがあります。例えば、昨日の島田議員の子ども大学の成果報告会なども、そうした形で工夫した発信があったら、また違ったのかなと、そう思いながら聞いておりました。こうした場にもっと多くの市民が足を運んでいただけるよう、発信方法や内容の工夫で効果が高まるのではないかと考えました。

それでは、要旨1でございます。現在の市公式LINEの友達登録者数、情報発信の件数を種別ごとに教えていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市の公式LINEは、平成31年4月から配信を開始しており、令和7年3月末で運用を開始して6年となります。

令和7年1月末現在の友達登録者数は、1万7,391名で、1年前の令和6年1月末現在と比較しますと、1,028名の増加となっています。

また、市のメッセージの発信件数は、令和6年1月から12月までの1年間で379件です。その内訳としましては、議会の開催案内をはじめ、窓口の開庁時間の延長や、日曜市役所など定期的な配信が多い行政情報が最も多く165件、次いで防災、防犯などに関する情報を配信するあんしんメールと同じ内容を自動配信している情報が98件、イベントや行催事の案内情報が84件のほか、令和6年6月から開始した犬山市が紹介されるテレビ放映の案内情報が32件となっています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

令和6年9月の議会で、島田議員の一般質問で、LINEのリッチメニューの活用について、今後検討を行うとの答弁がございました。

2件目については、その後の検討状況についても合わせて伺いますが、例えばLINEにはアンケート機能であったり、無料でできる機能であったり、そういう負担のない、お金をかけないような、そういった機能も集約されていると調べております。

この中で、市民の意見集約や参加促進のために、これは有効な手段だと考えておりますが、これまでの利用状況だったり、今後の活用に向けた検討状況がございましたら、お伺いします。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

令和6年9月議会で島田議員から一般質問のありましたLINEのトーク画面の下に大きく表示されるリッチメニューのデザイン、メニューの検討につきましては、順次着手しています。

具体的には、6個あるメニューの一つである防災ハンドブックが、今月、令和6年度改訂版が完成したことを受け、メニューの表記を、これまでの単色のイラストからフルカラーの冊子表紙の画像に変更し、より多くの方の関心を引くデザインへと工夫しました。

そのほかのメニューにつきましても、より分かりやすいデザインへの変更のほか、設定するメニューの内容についても、適宜見直しや工夫を引き続き行っています。

また、LINE公式アカウントでは、無料プランで利用できる代表的な12の機能があり、本市では、リッチメニューをはじめメッセージ配信、犬山市役所の開庁時間や代表番号などの基礎情報を紹介しているプロフィール、「子育て」などのキーワードをメッセージとして送信すると、市ホームページにある関連ページが、メッセージとして返信される応答メッセージの4つの機能を使用しています。

そのほかの機能としては、ユーザーとの1対1でのチャット機能や通話機能などがありますが、市からの情報を広く多くの方に届けることを目的とした市公式アカウントであることから、使用はしていません。

登録いただいている友達を対象としたアンケート機能など、工夫によっては、本市でも有効に活用できる可能性のある機能もありますので、先進自治体の例も参考とするなど、今後引き続き研究していきます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 進捗状況についてもありがとうございました。

私、去年の8月頃から、他自治体の友達登録を11自治体ほど、自分で勝手に実証実験をしております、どこの自治体が見やすいかなとか、どういうところからどんな情報が流れてくるのかなというのを、8月からですから約8か月ぐらいやっておるんですね。その中で、やっぱり画像だったり、チラシだったり、そういうものが添付されていると、ぱっと見て分かりやすい、ぱっと見てどんなイベントだろうっていう興味を引くというか、それに比べて犬山市のLINEは字が多い。字だな字だなと思って、字を追いかけるような感じがしました。

例えば、初めて画像が出たなと思ったときがあったんですが、これは出初め式の案内でした。出初式の案内では、出初め式の血気盛んなチラシを添付したことで、何となく昨年に比べて、来場者の皆さんが多くあったのではないかなと感じております。

イベント開催の情報なども、テキストだけではなくて、画像も同時に発信することで、視覚的に伝わりやすく、より効果的に情報発信ができるのではないかと考えます。

また、市のLINE登録者の中には、外国にルーツを持つ方々も想定されます。広角的な情報の発信のためには、こちらも多言語対応を進めるべきだと考えております。例えば、市川市では、公式LINEアカウントにおいて多言語情報配信サービスを開始されておりました。

た。このサービスでは、行政サービスや生活情報を英語とやさしい日本語ということで発信していることを調べてまいりました。

同じように本市でも、多言語対応を取り入れた情報発信の検討が必要なのではないのでしょうか、このことについて質問します。要旨3です。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市公式LINEで配信しているメッセージは、安心メールと連動して配信されるメッセージを除き、各課が作成した文章などを、各課が希望する日時に企画広報課から配信しています。

令和7年1月以降、文章と画像を一体として配信したメッセージは、先ほど議員がご紹介いただきました消防出初め式をはじめ、チラシを添付した図書館、観光課のイベント開催、防災ハンドブック配布の4件となります。

文章と画像を一体として配信することは、情報に対して視覚的な関心を喚起することにつながり、配信効果が高くなりますので、有効に活用していくべきと考えます。

ただ、一方で、本市が配信するメッセージは、配信数も多く、また、一通当たりの文章が長いものが多いのが特徴です。そこに、チラシなどの画像が頻繁に一緒に配信されることで、メッセージ1通当たりのボリュームがこれまで以上に増えることになり、メッセージ配信に対して飽和感を感じたり、同じような情報が何度も届くという印象を持ったりされるとの懸念もあります。

したがって、メッセージ配信に際して、本来、画像と一体として配信することが効果的な情報であるか、または、画像と一体配信する文章の量や内容が適当であるかなども考慮しつつ、引き続きメッセージの配信方法の工夫に取り組んでまいります。

また、公式LINEの配信を多言語化対応することにつきましても、多くの方々に犬山市の情報を配信するという点では大切なポイントではあると考えています。

千葉県市川市では、受信設定をされた方を対象に、広報紙の掲載記事を参考に作成した情報を、「英語」か「やさしいにほんご」で、月2回配信していますが、日本語で配信する全てのメッセージを、多言語ではまだ配信しておらず、そのほかの自治体でも実施している例は現在のところ確認できていません。

また、本市が無料で利用しているサービス機能に多言語化は含まれてはいないため、実施には新たな有料サービスの契約が必要となることが想定されます。

令和7年度からは、令和5年度に実施した多文化共生に関するアンケートで、市からの発信情報を、郵便物で確認することを希望する割合が最も多かったことから、新たに多言語情報誌を発行し、外国人市民が必要な情報を直接届ける予定です。

また、市ホームページについても、ページごとに多言語に翻訳できるよう、現在、更新作業を進めています。

したがって、LINEの多言語化につきましては、具体的なニーズを見ながら、他の

自治体の事例の情報収集を行い、その後の実施の判断に向けて研究を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございました。

市が、今後DXにも力を入れていくという方針であるならば、こういう情報発信の在り方もその一環かと、それを進化させていくべきだと私は考えます。多言語対応やアンケート機能の活用は、市民サービスの向上にも直結しますし、市民の多様なニーズにも対応するDX、そういう施策の一つになるのではないかと思います。

お金をかければいいというふうには私は思いません。無料機能を最大限に活用して、他自治体の成功事例、そちらも参考にしながら、引き続き効果的な運用と継続な改善を求めています。

特に、写真はやっぱりいいと、いろんな方に聞いたら。あれから調査をしてみました、視覚的に入るのがいいので、よろしくお願いします。

それでは、件名4でございます。羽黒の未来を考えるです。

都市計画道路蟬屋長塚線の整備が進むということは、交通の利便性向上だけではなく、地域の活性化にも大きな期待が寄せられております。特に沿線エリアでは、鉄道駅にも近く、市街化区域に隣接していることから、地域のポテンシャルが高いエリアだと考えております。

市の回答では、まちづくりについては、道路整備後の状況を踏まえて取り組むということ、を少し前に伺ったんですが、その道路が整備されたり、交通環境が改善されることで、沿線エリアの土地利用の可能性が高まることが予想されます。蟬屋長塚線を西に進めば、国道です。これも市長にいつも私はいっぱい聞いております。これも大きな可能性、私も共感しております。

そこでお伺いします。沿線エリアのまちづくりについて、方針やゾーニングなどの検討を進めていくことが、地域住民にとっての将来のまちづくりの希望や期待となるのではないのでしょうか。

市として、事前の地域活性化に向けた検討を行う考えはあるのか、お聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線は、羽黒市街地の南部に位置し、蟬屋交差点から鉄道をまたぎ富岡荒井線に接続するまでの区間で、総延長630メートルの計画です。

沿線の現在の状況については、沿線の北側が主に市街化区域となっており、市街地が形成されていますが、名鉄小牧線東側一部の区域は市街化調整区域で、主に農地となっています。

蟬屋長塚線沿線エリアは、鉄道駅から1キロメートル以内に位置することから、市街化区域に隣接し、都市計画道路と名鉄小牧線に囲まれた市街化調整区域を、都市計画マスタープランにおいて、新市街地検討エリアに位置づけています。

このエリアのまちづくりを道路整備と同時に進めるべきではないかというご提案について

ですが、まちづくりについては、五郎丸東1丁目地区と同様に市街化区域への編入が必要で、編入には基盤施設整備の確実性が要件となるため、整備手法としましては土地区画整理事業または面的な民間開発とがあります。

このエリアのまちづくりに対する市の考えとしましては、蟬屋長塚線整備により交通状況の変化や地区の環境変化などが考えられるため、道路整備と同時ではなく、道路整備後の状況を踏まえて取り組むことが望ましいと考えています。

都市計画道路蟬屋長塚線は、国道41号と南北軸の一つである富岡荒井線を結ぶ主要な東西軸となり、交通の円滑化や地域の活性化など様々な期待がされる幹線道路であることから、今後も蟬屋長塚線の早期整備完了に向け事業を加速してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。なぜ今回、この質問を投げかけたかということをやっとしゃべらせてください。

私自身、五郎丸東1丁目の勉強会に参加して、初めてまちづくりの整備には多大な時間と人々の意識が必要だと、それを要することを学びました。だからこそ、今なのかなと。そういう意味で、今回この件名を挙げたわけです。

いろんなところで市長にお会いすると、蟬屋長塚線の夢のある話を聞かせていただきます。私も羽黒の人間として、このまちの未来に大きな期待を抱いています。潜在力という言葉だとか、可能性とか、すごくすてきな言葉がいっぱい詰まっているところだと思っています。引き続き、蟬屋長塚線の進捗確認とともに、周辺地域のまちづくりにも提案してまいりたいと思いますので、今後ともお願いいたします。

件名5でございます。施政方針について、今回示された2件の要旨について質問させていただきます。

まず、1件目でございます。子どもの権利条例についてです。

先日、私が参加いたしました子ども・子育て会議では、子どもの権利について議論が交わされました。果たして子どもに分かりやすく権利を伝えるにはどうしたらいいんだろう。まず大人の理解が必要ではないかと、いろんな意見が交わされました。

市長の施政方針の中で、以下の2点についてお伺いしたいと思います。

まず、条例の制定作業における子どもの参画についてです。

子ども自身にどのように参加してもらうことをお考えでしょうか。特に外国籍の子どもや障害を持つ子どもたちの参画をどのように確保して、その声を反映させていくことでしょうか。

2点目に、条例制定後、普及啓発について内容を市民、特に子どもたちに広く理解してもらうために、どのような普及啓発の手法をお考えでしょうか、質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

国が批准する子どもの権利条約では、子どもは権利を持つ主体として、「差別の禁止」

「最善の利益」「生命、生存及び発達に関する権利」「意見の尊重」といった4つの原則が示されており、当市においても、これらの原則をしっかりと踏まえた条例を策定してまいります。

そのため、子どもの権利条例は、「子どもは、大人と同様に一人の人間として人権を持っている」、つまり「子どもは権利を持つ主体である」という考えを、実現するためのものとなります。

条例の制定に当たっては、子どもの意見を尊重する観点から、例えば小中学校への出前講座や子どものワークショップなど、策定過程では、国籍の違いや障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの子どもに参画してもらう考えですが、その手法については、有識者の意見も伺いながら、今後検討することになります。

また、「子どもは権利を持つ主体である」という考えを実現し、子どもが自分らしく生活できるまちになるためには、単に条例を制定するだけではなく、その後の普及啓発がとても重要であるとの考えは市も同じです。

そのためには、子どもだけでなく、全ての市民に対しての啓発も欠くことはできません。子どもと大人それぞれに対して、効果的なPRツールの作成や配布、啓発キャンペーンなどにより、積極的に展開を図ってまいりたいと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。私、幸いにも身近に子どもがいる環境におりまして子どもが主語になるということが、この前の子ども・子育て会議でも痛感しました。ある委員さんがおっしゃっていました。子どもを育てやすい犬山市、子どもが育ちやすい犬山市。その2つをおっしゃったんですね。

そのときにはっと、私は子育てをしている中なので、子どもを育てる環境ばかりに目を向けていたんですが、子どもが育ちやす犬山市になることが重要なのではないかと、そういう問題提起をされていて、なるほどなと思いました。なかなか大人でも子育てとか育児とか、自分が主体になっている気がするので、ここは子どもが主体になるような施策を進めていきたいと私も思います。

それでは、要旨2点目でございます。「するすみ交流センター」についてお伺いします。

私、何度かこの議会で、するすみ交流センターについて質問してまいりました。まだ工事中でございますが、外からも今日はテラスの様子が見えて、待ち遠しく思っております。

ここで改めて、するすみ交流センターという名称に決まるまでの経緯や込められた思いなどをお聞かせいただきたいと思います。

そして、今後この名称が地域に浸透し、より多くの方々に親しまれるために、どのような周知や取組を行っていくのか、この2点についてお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、令和6年9月議会、沼議員の一般質問において、羽黒地区の新しい拠点施設は、

様々な施設が隣接することから、これらの施設を利用される人たちが利用できるリビングのような場所にして、地域の皆さんが集い、使われる交流センターにしていきますと答弁しています。

その後、施設名称を検討するに当たり、施設周辺には、するすみ広場や磨墨塚史跡公園もあることから、地元浸透している「するすみ」という名称を用い、市として、施設名称を「するすみ交流センター」としました。

なお、羽黒地区コミュニティ推進協議会、羽黒地区町会長会等の主要団体にも確認し、ご理解いただいたことから、12月議会に設置及び管理に関する条例を上程し、お認めいただきました。

施設の周知につきましては、今後の施設の利活用促進を図るため、3月27日に予定しているオープニングセレモニー・内覧会や市広報をはじめ、市内各施設へチラシを置いたり、市内全域への回覧を予定しています。

また、オープン後も、羽黒地区コミュニティ推進協議会や地域の活動団体とも協力し、人が集まる様々な企画を考えてまいります。

沼議員におかれましても、するすみ交流センターをご利用いただき、周知にもご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 名称などの件について理解いたしました。

今日、名称ということ、私、ここで挙げたんですけど、愛称というのが今後あってもいいのかな、なんていう思いはあります。

去年の夏から数回にわたって開催されたワークショップでは、「羽黒のリビング」というキーワードから、皆さんがいろんな想像を巡らせて、やはり実現できることできないことはあったりはしましたが、その中でお一人お一人が羽黒のことを考えている時間であったと思っています。

その中でお一人が、「羽黒は犬山のど真ん中だよね」って言ったことは私とってもうれしかったんですね。本当、私はずっと犬山のど真ん中は羽黒だと思っているので、市長がやはりそこでも可能性が集まる場所と強調されているとおり、私自身も地域の議員として、住民の皆さんとともにこの場所を育てていきたいと思っています。盛り上げていきたいと思っています。犬山の推し活とともに、羽黒の推し活も全力で取り組んでまいりたいと思っています。

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

再 開
午後 1 時 00 分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

7 番 諏訪 毅議員。

◎7 番（諏訪 毅君） 7 番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました 3 件について、順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名 1、いぬやまスポーツコミッションについてであります。

いぬやまスポーツコミッションのホームページの会長の挨拶に、「スポーツによる人づくり、まちづくり」と題し、次のように書かれております。

「スポーツコミッションを一言で言えば、スポーツでつくる犬山の未来です。もっと掘り下げつつ、簡単に言うのなら、スポーツで人を動かす仕組みづくりをすることです。それにより、スポーツで犬山の地域活性化につながります。スポーツで犬山の経済効果が高められます。スポーツで関係人口が増加します。そのために、スポーツコミッションでスポーツの大会や合宿を誘致していこうというものです。そのためには立派なスタジアムが必要なんじゃないか。大きなアリーナを用意するの、そんなお金があると思われるかもしれませんが、そうではありません。犬山には発見されていない、気づかれていない隠された資源がまだまだいっぱいあるから、それをスポーツコミッションで掘り起こし、スポーツにつなげていこうとするものです。例えば、トレイルランやノルディックウォーキング、バンジー、リバーラフティングなどは、山や川を必要とします。それが犬山には当たり前にあり、犬山の宝でもあります。そうした宝物をスポーツに結びつけ、スポーツで犬山の活性化につなげていくことを考えています。それがいぬやまスポーツコミッションだと思っています。」とあります。

今回、スポーツコミッションについては、多くの議員の皆様が一般質問などで取り上げられておりますが、私自身が過去にスポーツの競技者として携わっていたこともあり、今回、犬山スポーツコミッションについて質問をさせていただきます。

まず初めに、要旨 1、活動状況についてであります。

犬山スポーツコミッションの現在の活動状況についてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

いぬやまスポーツコミッションの活動は、スポーツ大会や合宿を誘致し、参加者や観覧者などが犬山を訪れることで、観光とも連携して地域の経済効果を高め、スポーツを通じた市民交流やまちづくりを進めることを目的に事業を展開しています。

今年度に開催したスポーツ大会につきましては、5月18日・19日に犬山を拠点に活動する3X3プロバスケットボールチームA I C H I S . O N Eの公式リーグ戦を、成田山に特設会場を設営して開催しました。

当日は112名の選手が参加し熱戦を繰り広げ、キッチンカーによるマルシェも開催し、観客は2日間で約2,000人が来場して大いににぎわいました。

10月には、犬山ポタリングクラブの主催により、秋の犬山を自転車で巡るサイクリイベント「第11回自転車散歩 i n いぬやま」を開催しました。360名の参加者が、市内の観光名所や自然を満喫していただきました。

また、1月12日・13日には、全国軟式野球P R I D E J A P A Nの主催により、大阪府、富山県、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、京都府の代表チームと、当市の代表チームを含めた愛知県内の選抜チーム合計16チーム、254名の選手が参加した「第2回国宝犬山城杯・中日本選抜学童軟式野球大会」を開催しました。

この大会には選手、関係者を含め348名が市内宿泊施設に宿泊し、選手による交流会の開催や城下町などの観光施設の散策など、地域交流につながる大会として開催いたしました。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今回、犬山スポーツコミッションについて質問しようとしたきっかけは、先ほども申し上げましたが、私自身が高校・大学の計7年間、フェンシングというスポーツ競技に携わったことがあり、その経験が少しでもいぬやまスポーツコミッションの活動に貢献できないかと思い、今回質問をさせていただくことになりました。

要旨1でお答えいただいた、今、いぬやまスポーツコミッションで誘致活動されている大会、合宿について、私の経験したフェンシング競技を踏まえ、質問をしてみたいです。

最初に、高校のフェンシング競技における1年間に行われる大会、合宿を述べさせていただきます。

初めに、大会であります。

6月に愛知県予選があり、ここで上位に入ると、7月、8月に行われる全国高等学校選手権、インターハイに出場できます。インターハイ終了後は、夏休み中に国体、国民スポーツ大会の県予選があり、上位者は秋に行われる国体に出場いたします。

年の明けた1月頃には、全国選抜大会の県予選があり、上位者は3月に行われる全国選抜大会に出場できます。

私の高校時代の合宿は1回のみで、インターハイ前の7月中旬頃から約10日間、高校の練習場にて行われました。

大学になりますと、主立った大会は4月に関西学生リーグ戦、新人戦、10月に関西学生選手権、11月に全日本学生選手権、インカレが行われています。

合宿は、9月上旬に約5日間の合宿を、全国にいるOBの地元で行われ、3月には新入生を含めた1週間ぐらいの合宿を、私の現役の頃は当時あった、愛知県青少年公園で約1週間行っていました。現在は高校でフェンシング部の監督をしている大学のOBがいる大分県で、高校生とともに行っているそうであります。

このように県予選や全国大会などの規模の違いはありますが、1年を通して定期的に大会を行っていて、そして大会に向けた合宿が行われております。まだまだこれからの話にはなりますが、ぜひ犬山市にフェンシング競技の大会や合宿の誘致ができないかと思い、先日、私が卒業した大学で大学職員をしながらフェンシング部の監督をしている後輩と打合せをしました。

大会や合宿などを行う際、場所などの問題もありますが、やはり大学の部活ですので、部費で運営をされており、金銭面でどのぐらいかかるかで、開催場所、合宿場所などを決めることがあると言っておりました。宿泊費はもちろんですが、体育館の使用料などトータルで決めることもあるそうです。

ここでお尋ねをいたします。要旨2、補助事業などについてであります。

いぬやまスポーツコミッションで決められている大会や合宿などを行った団体への補助事業があるとお聞きしましたが、その補助事業についてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

スポーツコミッションでは、交流人口を増加させ地域のにぎわいづくりにつながるスポーツ大会や合宿について、補助事業による支援を行い、誘致に取り組んでいます。

スポーツ大会の開催に対する補助事業については、主催団体がスポーツコミッションの会員として入会をいただいた上で、参加者が犬山を訪れ、地域の交流や活性化につながる大会を開催いただいた場合に、事業費補助として最大10万円を補助しています。

また、スポーツコミッションからのそのほかの支援として、宿泊先の紹介や開催のPRのほか、「いぬやまスポーツコミッション特別賞」として1万円相当の犬山の特産品をお渡ししています。

次に、合宿等の宿泊費の補助事業につきましては、日本代表選手や海外ナショナルチームの合宿に対して、宿泊費補助として最大50万円、国内トップリーグレベルの選手、スタッフなどが宿泊する大会や合宿に対しては最大20万円を交付します。

また、県外からの参加者50名以上が市内宿泊施設に宿泊するスポーツ大会や、スポーツコミッションが誘致した合宿に対して最大10万円を補助するなど、対象となる大会や合宿の幅を広げて、積極的な誘致に取り組んでいます。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。対象となる大会や、合宿の幅を広げて積極的に誘致活動を行っていただくことに期待を申し上げます。

先ほど答弁いただいた補助事業も含めた内容を、今後、監督とのスポーツ大会、合宿の誘致活動の際に、しっかりと伝えてまいりたいと思います。

さて、昭和58年に私が高校2年のときに開催された全国高校総体、インターハイは、愛知県を中心に東海3県で行われたと記憶をしております。

総合開会式などは、名古屋市瑞穂区公園陸上競技場で行われました。私の出場したフェン

シング競技は、開会式翌日から開催をされ、尾張旭市の総合体育館で行われました。今振り返ってみても、特段大きな体育館だったとの印象もなく、更衣室なども広くなく、着替えの時間も県ごとに指定された短時間で、着替えを行ったと記憶しております。

高校3年には、秋田県でインターハイが開催されました。フェンシング競技は、現在は能代市と合併されていますが、二ツ井町という秋田県の北部に位置する町で行われました。体育館は新しく大きいところで、練習場、更衣室なども広く、特段不便なく利用できたと記憶をしております。

そういう中、驚いたのは宿泊施設です。インターハイは全国から多くの選手、監督などが集まります。この二ツ井町の近隣の市町にも、当時は宿泊施設が全くありませんでした。それでどうしたかと言いますと、民泊であります。私たちが民泊したお宅は、とても大きいお宅で、監督・コーチを含めた計8名で、朝・夕ご飯を毎回出していただき、4泊5日の民泊をさせていただきました。

試合会場へは、民泊をさせていただいたお宅から体育館には電車もバスもないため、往復徒歩で移動いたしました。近くには本当、田舎なんで、牧場が多くて、特に朝、会場に行くときには、何十頭もいる牛が散歩している後ろを、我々監督・選手が荷物を持って歩きながら、試合会場に向かった記憶があります。

そのぐらいのどかな地域でありましたが、インターハイ全国大会を行うことができたのです。このような経験から、まだまだこれからではありますが、何か工夫をすれば、犬山市で県大会はもちろん、もっと大きな大会も誘致できるのではないかと考えています。一步でも誘致活動が進められるよう、しっかりと努めてまいりたいと思います。

要旨3、今後についてであります。

先ほどは高校の大会を中心に話をさせていただきましたが、次は大学での合宿について述べさせていただきます。

先ほど少し触れさせていただきましたので、9月に行われる合宿に絞って述べさせていただきます。

10月に行われる関西学生選手権に向けた合宿では、月曜日から金曜日の5日間、フェンシング部のOBがいる場所で行われます。私が1年生のときには、広島県福山市出身のOBがいた出身高校の体育館で行われました。

午前、午後の練習を行い、夕方には宿舎に帰ります。この大学の合宿の特徴は、合宿3日目が中日と呼ばれまして、練習が休みになります。事前に分かっているので、合宿地の近郊の観光地を部員全員で巡ります。

私は朝から同級生と宿を出て、福山市内の観光や、私が行きたかった尾道市まで電車で移動し、映画のロケ地などを観光してまいりました。また、ほかの先輩方も福山市を含めた地域での観光を楽しまれたと聞いております。今でも同期が集まったときには、合宿の練習の大変さと、中日に行った観光の話は必ず出てきて、よい思い出になっております。

先ほどの答弁の中に、いぬやまスポーツコミッションの活動は、スポーツ大会や合宿を誘致し、参加者や観戦者などが犬山を訪れることで、観光とも連携して地域の経済効果を高め、とありました。ぜひ、この大会や合宿を誘致して、観光にもしっかりと貢献できるようにし

てまいりたいと思います。

ここでお尋ねをいたします。要旨3、今後についてであります。

いぬやまスポーツコミッションの今後の大会誘致などの事業展開は、どのような見通しなのか、お示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

今後のいぬやまスポーツコミッション事業の展開としては、A I C H I S . O N Eのプロリーグ戦や軟式少年野球大会、トレイルランニングレース大会を継続して開催していくとともに、より幅広く、多様なスポーツ大会の誘致に取り組んでまいります。

加えて、11月に愛知県全域で開催される「全国レクリエーション大会 i n あいち」のフライングディスク競技の競技会場となることから、フライングディスク協会との連携を深め、フライングディスク競技の全日本選手権大会の誘致を進めているところです。

また、そのほかにも居合道やピククルボール、eスポーツなどの競技団体と大会開催に向け協議を進めており、市民の皆様に多種多様なスポーツに触れてもらう機会を創出できるよう、様々な競技団体への誘致活動を進めています。

今後は、従来の競技スポーツの概念に捉われることなく、大きなアリーナやスタジアムを必要とせず、町なかの小さなスペースで開催できるアーバンスポーツや、障害の有無や年齢に関係なく、一緒に楽しめるモルックなどのニュースポーツなど、新しい競技の誘致に積極的に取り組み、観光など犬山の強みを生かしたいぬやまスポーツコミッション事業を展開し、スポーツを通じた魅力あるまちづくりを進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。様々な競技団体へ誘致活動を行われていることが分かりました。今後もさらなるスポーツを通じた魅力あるまちづくりの活動に期待を申し上げます。

先ほどから申し上げておりますとおり、今後は私自身が、今回答弁をいただいた、いぬやまスポーツコミッションの活動内容や、補助事業のこと、また、犬山市の魅力を語りながら、大会や合宿の誘致活動を行ってまいりたいと思います。

もし誘致ができた際には、あの真っ白なフェンシングのユニフォーム姿の私を見ていただけるよう、誘致活動とユニフォームが着れるよう、ダイエットに頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2件目の質問に移ります。件名2、子ども未来園についてであります。

こども家庭庁の調査によりますと、近年、外国籍などの子どもの数が増加しており、保育所などにおいても、外国籍の子どもの数は増加傾向にあると、全国の保育所を対象として実施したアンケートの結果によると、外国籍などの子どもが在籍している保育所などの割合は60.2%でした。アンケートの結果を基に、日本全国の保育所などに在籍する外国籍の子どもの人数を推計すると、外国籍の子どもは7万3,549人、うち外国籍の子どもは2万2,589人、

日本国籍の子どもは2万59人、国籍不明の子どもは3万721人という結果になったとありました。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、外国籍の園児についてであります。

全国的に増加しているとある保育所などにおける外国籍などの子どもの人数ですが、犬山市内の未来園の現状についてお伺いをいたします。

子ども未来園の外国籍園児の在籍している人数と、また園によって、外国籍園児の人数の偏りがあると聞いておりますが、実際の人数はどのようになっているのかお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

子ども未来園に在籍する外国籍園児の人数は、令和4年度は67人、令和5年度は76人、令和6年度は65人となっており、過去2年間に比べ、減少しております。

国籍別では、令和4年度はブラジルが一番多く、次いでフィリピン、ベトナムとなっていました。令和5年度は、フィリピン、次いでブラジル、ベトナム。令和6年度は、ベトナムが一番多くなり、次いでフィリピン、ブラジルとなっています。

令和6年12月現在、市内子ども未来園に在籍する外国籍の園児は65人です。その内訳は、楽田子ども未来園24人、羽黒北子ども未来園10人、羽黒子ども未来園、羽黒南子ども未来園がそれぞれ6人となっており、南部地区に多い傾向が見られます。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

ここで再質問をさせていただきます。

令和の5年度に実施した犬山市の多文化共生に関するアンケート調査の結果の中で、ゼロ歳から15歳の子どもが日本にいと答えた方に対して、「あなたは子どもに何語で話しますか」との問いに、日本語と母語半分ずつが34.1%で最も多く、続いて母語だけ、母語で話すことが多いが20.5%、日本語だけが14.8%との結果が出ております。

このような結果を見たときに、外国籍園児の中には、日本語が話せる子もいれば、全く話せない子もいる可能性があります。日本語が話せない子は、日本国籍の子どもとうまく関わっていけるのか。また、食べ慣れていないかもしれない給食を食べることができるのか、さらに、保育士の皆さんは外国籍の園児と日本国籍の子どもが一緒にいる中で、どのように保育をされているのか。お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

外国籍の子の中には、入園するときには、日本語が全く話せない子もありますが、子ども未来園で子ども同士一緒に過ごすうちに少しずつ日本語を覚え、国籍にこだわることなく、クラスの仲間として関わり、一緒に遊びを楽しんでいます。

食事面では、入園して間もない子や日本での生活期間が短い子は、日本食を食べ慣れていないため、パン・ご飯等の主食しか食べないこともあります。しかし、友達がおいしそうに食べる様子を見たり、楽しい食事の雰囲気をつくったりすることで「少し、食べてみようかな」という気持ちが生まれ、次第に食べられる物が増えていきます。

生活や遊びの場面では、保育士は、分かりやすい日本語で話したり、ジェスチャーを交えて伝えたりしています。

また、靴箱やロッカーなど物を片づける場所には、文字だけでなく、イラストや写真も表示し、誰もが見て分かりやすい環境を整えて対応しています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。保育士の皆さんがいろいろと工夫をされながら、保育の現場で対応していただいていることが分かりました。大変にありがとうございます。

続いて、次の要旨に移ります。

要旨2、保護者の対応についてであります。

先ほども紹介しました犬山市の多文化共生に関するアンケート調査結果の中で、ゼロ歳から15歳の子どもがいる方へのアンケートの中で、「子育てについて困っていること、困った経験をしたことはありますか」との問いに、「困っていること、困ったことがない」と答えられたのが31.4%でありましたが、「保育所や学校からもらうお知らせや書類の内容が分からない」が14.9%、保育所や学校のルールが分からないが7.4%となり、この結果を見て、外国籍の保護者の方も、お知らせや書類の内容の理解や、未来園でのルールを理解するのが大変なことはよく分かりますが、反対に未来園の園長先生はじめ、保育士の方々の外国籍の保護者への伝え方、コミュニケーション方法など、大変にご苦労されていることと思います。

ここでお尋ねをいたします。保護者と園との意思の疎通はうまくできているのか。文化の違いにより、行事の伝え方、例えば日本で行われているような運動会を行わない国もあると聞きます。そのような場合、どのように伝えられているのか。また、アンケートで内容が分かりづらいと言われていた書類の翻訳などは、どのようにされているのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

保護者対応として、まずは簡単な日本語で話す、ジェスチャーで伝えることに加え、園用の翻訳アプリ専用スマートフォンを活用しております。

入園に際して必要となる書類や、毎月配布する園だよりは、多様性社会推進課へ翻訳依頼をし、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、英語、中国語、ベトナム語の6言語の対応ができております。

しかし、園から配布する全ての手紙の翻訳対応ができているわけではなく、その場合は、保育士が翻訳アプリ等を使い、個別に伝えています。

また、行事については、運動会や遠足、お弁当など、文化の違いにより内容が伝わりにくいため、保護者に対し、行事の内容、日時、集合時間を繰り返し分かりやすく話しています。特に、持ち物については、現物や写真を見せ、より具体的に伝えるようにしています。

そのほか、個人懇談会や子どもに関わる大切な相談では、多様性社会推進課へ通訳派遣を依頼し、十分なコミュニケーションが図れるようにしています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。保護者の方への意思疎通などの対応にジェスチャーなどを交え、正確に伝わるよう、様々な方法で努力されていることが分かりました。引き続き、翻訳アプリや通訳派遣などを活用した保護者の方の対応に期待申し上げ、次の要旨に移ります。

要旨3、今後についてであります。

今後、外国籍園児、保護者への対応をどのようにされているのか、お示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

現在、園では、書類の多言語対応、通訳派遣依頼、翻訳アプリ専用スマートフォンなどを活用し、外国籍園児・保護者への対応をしております。

また、当市では、NPO法人によるプレスクールが開催されています。プレスクールでは、日本語を学んだり、日本の生活習慣を身に付けたりするほか、4月から小学校へ入学する園児と保護者を対象に、小学校見学や学用品の説明など、入学準備支援を行っています。

外国籍保護者の中には、プレスクールを知らない方もいるため、園からも伝わりやすい方法で周知をしていきたいと考えています。

今後も園では、外国籍園児に限らず、誰もが分かりやすい環境の工夫をするとともに、通訳派遣、翻訳アプリ等のツールを活用し、言語が通じないことによる不安を感じることがないような対応に努めてまいります。

子どもたちが、国籍などに関係なく、いつも笑顔で元気に園生活を送れることが、保護者の安心につながります。これからも、子どもと保護者に寄り添う保育をしていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今後も今まで以上に、外国籍園児や保護者とのコミュニケーションを様々な方法で対応していただくことが確認ができました。

さらに、犬山市内のNPO法人が行っているプレスクールの周知も、さらに深めていただくことに感謝を申し上げます。

今後の外国籍園児、保護者の方へのさらなる対応に期待申し上げ、次の質問に移ります。

件名3、施政方針についてであります。

施政方針に、「多様な価値観、背景を持つ市民が安心して暮らし、互いに尊重し合えるまちにするために、多文化共生の推進やマイノリティの方への理解促進などの施策を実施して

いきます。」とありました。この施政方針について、要旨3点にわたって一般質問をさせていただきます。

要旨1、電話通訳システムについてであります。

犬山市多文化共生推進ビジョンの中に、基本理念に「互いの文化、習慣、言葉を認め合い、互いに支え合い、誰一人取り残さないまち犬山」とあり、重点施策の一つに「コミュニケーション支援、公共施設などでの通訳・翻訳システムの充実」とありました。

このコミュニケーション支援について、外国人市民が広範囲にわたる行政サービスを利用する際、言葉の壁により、日本人市民と同じ市民サービスが受けられないケースや、行政窓口からも、言葉が通じないことや、母国との制度の違いのため、窓口での説明が十分伝えられないなどの課題が挙がっておりました。

「日本語の理解が十分でない外国人市民のために、日本語学習の機会の充実、通訳のためのコミュニティ通訳の充実や、理解しやすい情報提供、伝達の仕組みの構築が必要です。」と書いてありました。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、電話通訳システムについてであります。

「市役所窓口に通訳システムを導入し、これまで対応が難しかった言語にも対応できる体制とします。」とありますが、この電話通訳システムの内容について、対応可能な言語数は何言語あるのか、どこの窓口で対応できるのか、以上、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

電話通訳システムは、現在、通訳が可能な「ポルトガル語」「スペイン語」「中国語」「英語」「タガログ語」「ベトナム語」の6言語に加えて、それ以外の言語や、課題であった即時の対応を可能にするために、行政用語に対応できる電話通訳システムです。

活用場面としましては、3つの場面を想定しています。

1つ目は、外国人市民が来庁し、窓口で対応をする際に、市窓口担当者が多言語コールセンターに電話をかけることにより、外国人市民及び市窓口担当者とコールセンター通訳者との間で、電話通訳が可能となる2地点3者間通訳です。

2つ目は、外国人市民が市に電話で問合せなどをする際に、多言語コールセンターに電話をかけることにより、外国人市民と市窓口担当者とコールセンター通訳者との間で、電話通訳が可能となる3地点3者間通訳です。

3つ目として、市窓口担当者が、外国人市民に対して電話をかける際に、多言語コールセンターに電話をすることにより、市窓口担当者と外国人市民とコールセンター通訳者との間で、電話通訳が可能となる3地点3者間通訳です。対応可能な言語数は、先に述べた6言語に加えて「ウルドゥー語」や「ベンガル語」など、通訳者の確保が困難な言語を含む20言語程度となる予定です。

この電話通訳システムが利用できる窓口は、市役所窓口をはじめ、出張所などの出先機関、子ども未来園、小中学校などでの活用を想定しています。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。市役所以外の窓口でも、この電話通訳システムが利用できることが確認をできました。

このシステムを導入、活用することで、窓口に来られた外国人市民の皆さんが、今まで以上にコミュニケーションが取れ、また、窓口の対応していただいている職員の皆様の説明を今まで以上に理解をしていただけるよう、期待申し上げまして、次の質問に移ります。

要旨2、多言語情報誌についてであります。

「多言語情報誌を発行し、外国人市民が必要とする情報を直接届けます。」とあります。多言語による情報誌は、以前、総務委員会で視察をしました総社市では、毎月発行される広報を、ポルトガル語や中国語に翻訳して配布をする、広報そうじゃ外国語版がありましたが、犬山市が発行する多言語情報誌とはどのような情報誌になるのか、3点にわたってお尋ねをいたします。

1点目、外国人市民が必要とする情報は何を想定されているのか。

2点目、何言語に対応するのか。

3点目、どのように情報誌を届けるのか。

以上、3点、お伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和5年度に実施した「犬山市の多文化共生に関するアンケート調査」の結果や、日々の相談業務、通訳業務の中で外国人市民のニーズを捉え、税や年金など社会保障制度、防災の知識に関する情報、生活に役立つ情報、日本語教室の案内などを発信していきます。

対応言語につきましては、市の窓口通訳者とコミュニティ通訳者で対応可能な「ポルトガル語」「スペイン語」「英語」「中国語」「タガログ語」「ベトナム語」の6言語と、「やさしい日本語」で情報誌を作成します。

多言語情報誌は、外国人市民が、市からの情報を受け取る手段としてアンケートの結果、要望が最も多かった郵送で、10月と2月の年2回、外国人市民全世帯に直送する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。この情報誌をお届けすることで、外国人市民の方が必要な情報を得て、よりよい生活が送られることを期待し、次の要旨に移ります。

要旨3、多文化交流マルシェについてであります。

施政方針に、「令和6年度に引き続き、外国人市民及び市民皆さんとの距離を縮めて、理解を深めるため、多文化交流マルシェを実施します。」とあります。

私も昨年11月に行われた多文化交流マルシェに午後からですが、行かさせていただきました。それぞれの国の民族衣装を体験したり、ステージでは民族衣装を着た方々が、どこの国の衣装かを紹介されながら、お披露目をされていました。そのほかにも、ペルーやベトナム

などの料理や、ブラジルやペルーなどの民芸品などが販売をされていました。とてもにぎやかな多文化交流マルシェであったと思います。

ここでお尋ねをいたします。先ほども申しましたとおり、とてもよいイベントだったと思いますが、今後、よりよいイベントにするためにも、もっと日本人市民の参加を増やすべきと思いますが、お考えをお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

多文化交流マルシェは、令和6年11月24日に、犬山駅東からくり広場で、外国人市民を中心に飲食店、民芸品などの展示・販売、ダンスなどのパフォーマンスを披露していただきました。

当日実施したアンケートでは、出店者やパフォーマンスを披露していただいた団体からの反応は好評で、行政と出店者である外国人市民との関係性も、より深まったと感じており、令和7年度も、同様の内容と場所で開催する予定です。

また、ダンスパフォーマンスを披露していただいた団体の中には、日本人市民の子どもたちの参加もあり、既に趣味などを通じて外国人市民との交流が進んでいることも分かりました。

なお、会場スペースなどから、出店者数にも制約があるため、今後も、日本人市民ではなく、外国人市民を中心に出店等をしていただきたいと考えております。外国人市民が出店等で参加することによって、地域社会に参画できる機会を創出し、外国人市民同士のお互いの国や文化を超えた交流の輪が広がることも期待しています。

今後はさらに多くの日本人市民に来場者として参加していただき、楽しんでいただくことで、より外国人市民に親しみを持っていただけるよう、周知などを工夫し、さらによりよいイベントになるよう努力をしてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

昨年、多文化交流マルシェに行ったときに感じたことが一つあります。参加者の皆さん、来場者の皆さん、そして職員の皆さんが笑顔だったことです。職員の皆さんも、似合う似合わないはともかく、各国の衣装を着てステージ上で笑顔でお披露目されていました。すばらしい取組だと感じました。

今後は多くの日本人市民の方が参加されるよう工夫していただけることに期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時44分 休憩

再 開
午後 1 時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。議長からご指名をいただきましたので、今議会、3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、市役所の開庁時間についてでございます。

犬山市役所の開庁時間は朝の8時30分から夕方5時15分まででありまして、一般的な役所の開庁時間なんでありまして。

このところ全国の自治体の中で、市役所の開庁時間を変更している例が幾つも出てくるとネットニュースなどで見聞きしております。それで調べてみますと、割とこういった動き、珍しくないようでありまして、いろいろと出てまいります。

そこで、まず要旨1点目ではありますが、開庁時間の短縮を行っている他の自治体が、目的としている狙いというのはどんなことなんでしょうか。どんな狙いがあるのか、時間変更であると犬山市当局は捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市役所の開庁時間の短縮については、近隣の美濃加茂市が令和6年11月から実施しており、県内においても、みよし市や東浦町では今年度から実施、日進市や常滑市においては来年度から実施が予定されているなど、徐々に取り組む自治体が増えてきています。

これら先行自治体に、実施の狙いについて直接聞き取りを行ったところ、「職員の働き方改革のため」、「職員間のコミュニケーションや打合せ時間を確保するため」、「短縮した時間を新たな政策立案に使うため」といったことを目的として、実施しているとのことでした。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。2点目に行きます。

開庁時間の短縮を行った場合の市民サービスへの影響についてでございます。

簡単に考えて、開庁時間、営業時間というふうに考えますと、営業時間が短くなりますとサービスの低下につながるんじゃないかというふうに思うわけですが、そうした懸念については、市当局はどう考えておられるのか。他市町の事例の研究をしておられるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市役所の開庁時間を短縮することで、市役所の窓口で手続する時間や、職員と対面で相談する時間が短くなることをもって、サービスの低下と感じる市民の方もいらっしゃるものが想定されます。

本市では、火曜延長窓口や日曜窓口などの臨時窓口を設置し、通常時間外にも市民対応を実施していることや、住民票や印鑑証明のコンビニ交付なども可能としていること、また、早朝や閉庁間近の夕方の来庁者が少ないことがデータでも明らかになっていることから、市民への周知をしっかりと行えば、与える影響を少なくすることができると思っています。

加えて、先行自治体のように、短縮時間を職員間のコミュニケーションや情報共有に充てたり、新たな政策立案のために使ったりすることで、職員のスキルアップや業務の質を高めることになるため、結果的には市民サービスの低下にはつながらないと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁をいただきましたが、開庁時間の短縮はイコール市民サービスの低下にはつながらないというお考えのようでございます。

他の自治体の先進事例、先行事例も把握しているということでございましたので、それも分かりました。

そこで、要旨3点目でございます。開庁時間の短縮に向けて、犬山市が取り組んでいく考えはあるのかないのか、これはもう端的に市長にお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員のご質問にお答えをいたします。

市役所の開庁時間の短縮については、先月の幹部連絡会で、実施に向けた検討を職員に指示したところあります。

何のために実施するのか。1番は、政策立案による市民サービス向上のためであります。開庁時間の短縮により、職員みんなが早く働き、早く生きるために、これまで以上に効率的で効果的に働き、確保できた時間で新たな政策や事業を考え、実行する時間に充てるなど、市民皆さんのための政策立案機能を強化して、市民サービスの向上を目指していきたいと考えているのです。

では、開庁時間短縮で生み出した時間をどう生かすのか。仕事を業務時間内で行います。職場内での始業前の打合せや会議、他の部署との連携で、コミュニケーションの充実と活性化の時間に当てていきます。そして、複雑多様化する市民皆さんの課題解決や、犬山市が時代の変化に対応できる持続可能な創造性のある取組を進めるための政策立案の時間につなげていきます。

また今、進めているDX推進の取組で、市民皆さんにもより影響が少ない形で、市役所の開庁時間を短縮できると考えていますし、来庁される市民皆さんが必要な手続の一つでも減らすための新たな行政サービスを増やしていきたいとも思っています。行かなくてもいい市役所の実現です。

その一つに、コンビニで住民票や印鑑証明を発行する際に必要な発行手数料について、市

役所や出張所の窓口で発行する手数料より減額して発行できるよう、検討を進めていきます。

以上、申し述べてきたとおり、開庁時間の短縮は、生産性の向上でもあります。

そこで、実際に実施するためには、市民皆さんへの影響を考慮しなければなりません。開庁時間を何時から何時にするのか、周知の方法や期間をどうするかなどを検討する時間が必要になりますので、早期に実施期間を定め、令和7年度中に実施できるように取り組んでいきます。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。令和7年度、取り組んでいかれるという市長からの答弁をいただきましたので、2件目に移らせていただきます。

2件目は、犬山里山学センターについてでございます。

議員の皆さん、犬山里山学センターに行ったことがあるでしょうか。市民の皆さん、犬山里山学センターがどこにあるかご存じでしょうか。市道犬山今井中線、我々城東の住民は中峠というふうに呼ぶあの道であります。あの道沿いの、市民健康館さら・さくらの東、その東には特養ホームのぬく森がありますが、そのぬく森のさらに東、橋爪池という池のその上段のところにございます。そんなところにある公共施設であります。木造のなかなか味のある建築物でありまして、実はうちの工房をリフォームするときに、設計のイメージの参考にしたくて、私が勝手に見学に通っていた思い出があります。

さて、里山という言葉であります。私には20年ぐらい前から耳になじんできたような記憶があります。この犬山里山学センターができた頃にも、里山学なんていう学問が果たしてあるのかと、そんなことを思ったものであります。

そんな犬山里山学センター、犬山市ならではの18年の歴史がある施設であります。そもそも当初の設置目的、そして行うべき事業として位置づけた事業はどのような狙いであったのか。また、現在までの経過の中で、代表的な事業と、その効果などはどうだったのか、要旨1点目として伺います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

平成14年6月に「環境で輝くまち犬山」を宣言し、里山文化の保存・研究と活用を図り、環境保全活動の拠点として、犬山里山学センターは平成18年6月23日にオープンしました。

設置目的としては、犬山里山学センター及び環境保全ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例第2条に、「里山文化の研究、活用及び保存をするとともに、森林及び環境保全活動の拠点、学習及び交流の場に供するため」とあり、犬山の豊かな里山文化を後世に伝え、自然資料の収集や希少生物などの調査や保護活動を行い、里山の知識の啓発や普及、自然環境を守る環境保全ボランティアの育成や、活動の支援を行うこととしています。

これまでの代表的な事業としては、NPO法人犬山里山学研究所やエコアップリーダーなどと連携した犬山の自然を生かした環境学習や講座の開催、八曾湿地やその周りを取り囲む犬山ふれあいの森における植生の管理や保全活動、市内のため池等の水質調査や水生生物の

生息調査、犬山に生息する植物や昆虫といった生物の資料収集及び標本の作製などが挙げられます。

そのほかに、里山やため池などの自然環境の調査結果や野鳥や植物を紹介する「森の構造」、「ため池生態系の再生と保全」、「野鳥」といった冊子なども刊行しています。

また、今年度においては、5月に環境フェアを実施、親子で参加するワークショップの開催、鳥や昆虫、植物の標本の展示を実施、10月には湿地サミットを開催し、八曾湿地における植生の管理や保全活動の取組を発表及び紹介する形で、取組や今後の目標などを報告したところです。

こうした事業は、自然環境について親子で学ぶワークショップ、八曾湿地などの犬山ふれあいの森における小学校等の環境学習や里山を保全する体験学習等に生かすとともに、犬山市の自然を守る取組として、市民の皆さんの環境保全の意識の向上の一助となっていると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁をいただきました。設置目的についてご答弁をいただきましたが、答弁いただいた中に、NPO法人犬山里山学研究所との連携という言葉が出てまいります。

そこで、要旨2点目に移ります。NPO法人犬山里山学研究所と犬山里山学センターについてでございます。

この犬山里山学研究所と犬山里山学センターの関係、また市がこの里山学研究所に委託している事業はどのようなものか。そして、犬山市のエコアップや環境といった、この行政と里山学研究所の連携はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

NPO法人犬山里山学研究所は、犬山市の里山の調査研究、自然資料の収集、環境学習に関する事業を行い、里山の利活用を図るとともに、事業を担う人材の育成、及び交流の促進に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人です。

市が主催したエコアップリーダー養成講座の卒業生を含むボランティアスタッフおよそ80名が所属しています。

犬山里山学センターの開設当初から、NPO法人犬山里山学研究所には管理業務を委託しており、日常点検や保守、利用者への対応といった窓口業務などを行っています。

また、環境活動の支援として、昆虫教室や里山ウォッチングといった環境学習講座の開催や自然環境を守る環境保全ボランティアの養成講座の開催、自然資料を収集し研究材料となる標本の作製及び保存、標本をはじめとした自然資料を環境学習の教材として展示などを行っています。

市との連携については、施設管理や環境活動支援のほか、中島池ビオトープの植生管理、五条川魚類生息調査、マメナシ生息調査など、環境保全に資する様々な調査や、今年度にお

いては湿地サミットの開催支援業務を委託しており、犬山里山学センターを活動の拠点として、自然生態系の保存、希少生物の生育状況、生態系環境の調査など、犬山市が実施する自然環境の保全に関わる業務を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。要旨1点、2点、確認させていただきましたが、里山学センターの設置目的があつて、そこで連携を取って事業を担ってくれていたNPO法人犬山里山学研究所があつて、それで犬山里山学なんだなということであります。

NPOの犬山里山学研究所の理事長を長く務めていただいた林 進先生が、市民や地元住民や関係機関と連携して、これまで継続的な活動を行ってこられました。

昨年、林先生は環境大臣表彰を受けられまして、里山学研究所の理事長は退任されたと聞いております。犬山市からも感謝状を贈られましたが、中島池のビオトープの活動だとか、竹やぶの管理だとか、私も一緒に活動をさせていただいておりますので、改めて感謝を申し上げたい気持ちでございます。

という私でございますが、この里山学研究所、それからNPOについて、知っているつもりでいましたけれども、私自身、その関係については深く知りませんでした。ということで、要旨1、2で改めての確認をさせていただきました。

そこで、要旨3点目の質問に移りますが、公共施設としての犬山里山学センターについてであります。

犬山里山学センター、この中に施設として環境保全ボランティアセンターもあるわけですが、この施設を有効にもっと活用するために、改めて市が力を注ぐときが来ているのではないかと私は思います。

ここまでは開設当初からのメンバーだとか、ボランティアの皆さん、先ほど答弁にも出てきましたがエコアップリーダーの皆さんが、事業を支えてくださいました。たしか原市長も、エコアップリーダーと名乗っておられたような記憶がございます。

私、実は昨年、令和6年6月の議会の一般質問で、環境保全の担い手の育成と住民参加の里山づくりというような内容の質問をさせていただいたわけですが、そういうのを担っていただくのが、この里山学センター、公共施設としての意味じゃないかと思います。

ここからまた、自然保護活動、環境保全活動をしたいなという市民のための施設として、そうした人材の育成や支援が行われ、活動の拠点となる公共施設として、もっともっと活用されていってほしい、今、改めて考えるわけですが、当局の思いを伺います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山里山学センターは里山文化の保存、研究と活用を図り、環境保全活動の拠点となるよう取り組んでおり、この施設を拠点として活動する環境保全ボランティアの方々の活躍の場であり充足感を満たす現場でもあります。

市としても、NPO法人犬山里山学研究所を通じて、ボランティアの方々が話し合い、

様々なアイデアを出し合い、犬山の自然を生かした環境学習や講座の開催、八曾湿地やその周りを取り囲む犬山ふれあいの森における植生の管理や保全といった活動を生き生きと続けていけるよう事業を継続し、支援をしていきます。

また、担い手となるボランティアを育成するため、環境保全ボランティア養成講座など、そういった事業もNPO法人犬山里山学研究所と連携し実施しているところです。

環境保全活動については、ボランティアの力は大変重要であり、今後も、里山学センター、環境保全ボランティアセンターがその活動を支えていく施設であり続けるよう取り組んでいきます。

将来的には、今年度8月にサントリーホールディングスと協定を締結した「サントリー天然水の森あいち犬山」の森づくりの活動拠点として、犬山里山学センターを活用することを考えており、ボランティアの活躍の機会の創出につながると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。私は前向きな答弁であったと感じました。

サントリーホールディングスとの協定から新たな展開についてもお答えいただきました。これについては原市長が施政方針演説の中でも、意欲的に示していられっしやいましたので、今後の展開に大いに注目をしてまいりたいと思います。

そして、3件目の質問、施政方針についてへ移らせていただきます。

要旨1点目、知覧特攻平和会館と連携した事業の可能性についてであります。

これについては事業実施の可能性を探っていきますと、お示しいただきました。これは昨年9月に私が一般質問をさせていただくときに、トップセールスも含めて、知覧特攻平和会館にアプローチをしていくという市長答弁をいただきまして、早速アクションを起こしていただいていることに、まず期待をしているところでございます。

原市長自らが南九州市の知覧に早速トップセールスに行っていただけると聞き、大変期待をしておりました。やむを得ない残念な事情が重なりまして、原市長のトップセールス、まずはかなわなかったわけですが、そこで、古田企画広報課長が単身、乗り込んでいただいて、市長に代わって頑張って交渉を行ってこられたと聞いております。

原市長の施政方針に大変意欲的に明確にお示しいただいておりますが、具体的にどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

犬山市出身の板津忠正様が初代館長を務められた、鹿児島県南九州市にある知覧特攻平和会館との関係づくりについては、戦後80年に当たる令和7年度からの連携事業の実現に向けて、具体的な取組を始めています。

議員の質問の中にもございましたとおり、今年1月29日に古田企画広報課長が現地を訪問し、南九州市長との面談の機会をいただきました。その際、「小学生をはじめとする子どもたちに平和の尊さを伝えていくことを中心に事業展開しており、令和7年度から知覧特攻平

和会館との連携事業を行っていきたい」という本市の意向をお伝えしております。

また、市長との面談の後には、知覧特攻平和会館を訪れ、館内で開催されている語り部の講演をお聞きした後、館長、学芸員との意見交換を行っています。

意見交換では、令和7年度は、連携事業の初年度の記念として、知覧特攻平和会館の関係者の方をお招きした講演会開催を本市が想定している旨をお伝えした上で、実現に向けて会館運営の現状や、これまで知覧特攻平和会館がほかの自治体と連携して実施している事業内容、時期や費用面などの課題や条件を確認してまいりました。

今後につきましては、今回の訪問で得た情報を基に、より具体的な事業案を本市から南九州市に提案させていただき、その事業案を基に、実現に向けた具体的な条件整理を行っていくことになります。

なお、事業案を南九州市に提案する前には、板津忠正様のご子息である板津昌利様にもご説明差し上げたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁ありがとうございます。私も提案させていただいた者としたしまして、大変期待をしております。こちらから実際に次のご提案という段には、ぜひ市長にトップセールスに行っていただきたいと、期待を込めて、お願いも込めて申し述べさせていただきます。

では、要旨2点目、市民交流センターの温水プールの在り方についてでございます。

施政方針の中で、市民交流センターの改修工事に向けた実施設計を行い、その実施設計と並行して、温水プールの在り方についても検討を進めていくというように示されておりました。

市民交流センターフロイデは、令和5年1月に外壁パネルが落下した事故があったことから、建物の改修工事というのは、当然必要、必須の課題であります。これに合わせてプールについても検討ということであります。

ただ、市内でプールは一つでありまして、プールの在り方を考えるということは、ほかに様々な影響を考え合わせて判断しなければならない、大変難しい問題であると思います。今年度、この難しい検討を進められるということですが、これについて市長にお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員のご質問にお答えをいたします。

今申し上げられたとおり、2年前の令和5年1月に、市民交流センターのパネルの一部が落下する事故が発生をしました。そこから建物の耐久性調査を実施し、その結果につきましては、翌年の令和6年7月開催の全員協議会にてご報告させていただいたところであります。

これらの結果を受けて、来年度の令和7年度当初予算へ、犬山市民交流センターの改修工事に係る実施設計委託料を計上させていただいています。

この実施設計の内容は、落下したパネルやタイルなどの外壁部分をはじめ、屋根部分の補

強改修を中心としたものとなっています。ただし、パネル落下の原因となった温水プールの改修について、現状では実施設計の中には含めていません。

その理由は、今回の改修に係る工事費が莫大な費用となること、さらには、市民交流センターをこの先、維持をしていくために必要な経費をはじき出した結果、温水プールの在り方について、再度検討をするべきと判断したからであります。

温水プールの今後については、既に、関係課を集めて検討を進め、様々を想定して指示を出しているところであります。

おっしゃられたとおり、犬山市にプールは一つしかありません。今ある温水プールは、多くの市民皆さんが健康づくりのために利用してくださっています。また、子どもが最初に始めるスポーツで一番多いスイミングは、スイミングスクールが抽せんとなるほど人気でもあります。さらに、今井小学校と栗栖小学校では水泳の授業に、中学校では水泳部の休日合同クラブで利用していることも受け止めなければなりません。

もし、廃止すると判断した場合でも、新しいプール施設の必要性や民間参入など、様々な可能性を考えていく必要があります。本当に難しい判断です。しかし、持続可能なこれからの犬山を考えれば、判断しなければなりません。

温水プールの今後については慎重に検討を進めながらも、令和7年度中には、その方向性をお示しさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。

要旨3点目に移らせていただきます。産業集積誘導エリア及び商業集積ラインへの立地促進に全庁的な協力体制で取り組むことについて。

地域での雇用創出、自主財源の確保、沿道のにぎわいによる活性化を促進するために、市として工業立地や商業立地に力を入れる取組が続けられてきています。私も一議員としてこれは追い続けているテーマの一つでありまして、度々一般質問をさせていただいております。

民間事業者さんがぜひ犬山市で事業をしたいと思っていただけるように、そのニーズになるべくスムーズに、速やかに答えられるように、全庁的な取組の中でも、産業課が窓口として、取組により力を入れていただいていると思いますが、その取組について、まず伺います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

企業等の立地における庁内協力体制としては、まずは産業課が総合調整窓口となり、庁内で連携を取ることで、相談に来られる事業者の皆様に、安心と信頼を持っていただき、前向きに立地を考えていただけるよう、取り組んでいるところです。

相談では、事業者の計画やニーズを聞き取り、手続上確認が必要な事項や、事前に解決しておくべき事項など留意点をお伝えし、手戻りなく手続を進められるように案内しています。

立地を希望する事業者ごとで状況が異なりますので、相談内容に応じて、今後関わりが出てくる部署については、初期段階から合同の打合せに同席するよう調整するなど、情報レベ

ルを共有しています。

庁内横断的に関係部署が早い段階から関わることで、事業者の立地は産業課の仕事となるのではなく、それぞれの部署が自分事として立地に向けた課題について考え、積極的に推進していくよう、引き続き取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。現在の取組について改めてご答弁いただきました。

最後に、再質問をいたします。

産業立地について全庁的に横断的な連携の取れた協力体制で臨んでいただいています。大変期待をして応援する気持ちで見ているところであります。

全庁的な協力体制を引き続き強化していただいて、より成果を上げるために、ここは副市長、市の課長時代からずっとこの分野に取り組んでこられ、今は副市長という立場で、全庁的な取組の指揮を執っておられる永井副市長に、さらなる意気込みと言いますか、思いをお聞かせいただきたいと思います。最後に、再質問としてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 再質問にお答えをいたします。

今、議員から意気込みということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、工業・商業ともに、事業者の皆様に対しては、犬山市に来ていただく、立地していただくという思いを持って対応することが重要であると、これ常々、ずっと過去から私は考えております。

その上で、先ほど部長が答弁したとおり、まずは、産業課がワンストップの窓口として、丁寧な対応を行い、その後、都市計画課ですとか、その他の関連法令を担う部署へ、事業者の方に寄り添いながらつなげておるとというのが現状でございます。

今、議員からもご紹介がございました、ワンストップ窓口の対応ですとか、横断的な連携体制については、私が課長時代からスタートしており、とりわけ、庁内連携体制の必要性は、人一倍認識をしておるところでございます。

したがって、この4月から「なんでも対応担当」をスタートさせますが、産業立地に関しましても、繰り返しになりますが、事業者の方に対して、しっかり寄り添って、犬山市に立地していただくという強い思いで対応していくよう、さらに連携・協力体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、企業誘致に関しましては、過去も私、企業に何度か訪問したことがございます。今後も機会があれば、自ら出向いて、全力投球をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日6日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時35分 散会